

矢掛町立矢掛中学校 いじめ問題対策基本方針

平成26年 4月 策定
令和 5年 4月 改定

いじめに関する現状と課題

- ・本校には、行事に積極的に取り組み、あいさつができ、学校の規則を守ることができる生徒が多い。また、学校行事に積極的に取り組み、達成感や満足感を持つ生徒が多い。しかし、個別の支援が必要な生徒もいる。
- ・本校の学区には6つの小学校があり、それぞれの小学校からは、1学年1クラスの限られた人間関係のなかで6年間を過ごした生徒が進学してきており、人間関係での不安や悩みを抱えたり、トラブルになったりすることもある。
- ・令和4年度のいじめ認知件数は6件であった。増加傾向はなく、継続的で陰湿ないじめは認められないものの、からかいや乱暴な言葉遣いなど、いじめに発展する可能性のある場面も多々見られ、予断を許さない状況である。
- ・半数以上の生徒が、携帯電話やスマートフォンを所持しており、パソコンや通信機能付きゲーム機も含めると70%以上の生徒がインターネットへの接続が可能で、SNS等を利用している生徒も増えている。ネット上での人間関係のトラブルや長時間の利用による生活習慣の乱れなどはいじめの温床となりうる、解決すべき喫緊の課題である。教職員研修の充実、保護者との連携の強化を図るとともに、生徒へネットの危険性や正しい使い方を啓発するなど、いじめの未然防止のための取り組みも必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、絶対に許されない行為であるが、どの学校にも起こり得ることであるという認識を持ち、継続して、未然防止、早期発見、いじめ事案への対処に取り組まなければならない。そのためにも学校の教育活動全体で組織的な取組を進める必要がある。
 - ・いじめの未然防止に向けて、生徒の訴える力の育成や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。また、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるように、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
 - ・学校生活アンケートを月に1回程度、教育相談を年3回実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、得られた情報を教職員間で共有し、より良い集団づくりに活かす。
- <重点となる取組>**
- ・道徳教育、人権教育を中心に教育活動全体を通して、一人ひとりの人権を尊重しながら、互いに高め合い、支え合う生徒を育てる。
 - ・生徒会活動によるいじめ防止の啓発などの活動を支援し、いじめを許さず、問題を自分たちで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力や対応能力向上のための教職員研修を実施する。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>**
- ・いじめ防止基本方針や相談窓口をHPで公開するなど、保護者、地域に取組みを発信することで、理解と協力を得る。
 - ・合同補導の際に、地域の方々との情報交換を行い、学校での生徒の様子や取組について理解を得るとともに、生徒の学校外での情報を収集し、いじめの早期発見に努める。
 - ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等について、PTA対象の「親育ち応援学習プログラム」を実施する。
 - ・学校運営協議会、学校支援ボランティアの協力を得て、いじめの早期発見に努める。
 - ・「矢掛町保こ小中一貫指導プラン」の取組に合わせ、保護者と連携して規範意識の高揚や良好な人間関係づくりの推進を図る。

学 校

いじめの防止等の対策のための組織

- <学校いじめ対策委員会の役割>**
- ・基本方針に基づく年間計画の作成や取組の実施、実行・検証・修正の中核、発生しいじめ事案への対応
- <学校いじめ対策委員会の開催時期>**
- ・各学期に1回開催
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>**
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼、または職員を招集して伝達。
- <学校いじめ対策委員会の構成メンバー>**
- ・校長、教頭、生徒指導主事、教育相談係、学年主任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールサポーター(SSP)、スクールカウンセラー(SC)、学校運営協議会代表

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>**
- ・矢掛町教育委員会
 - ・矢掛町健康子育て課
 - ・井原警察署
 - ・児童相談所
- <連携の内容>**
- ・ケース会議の開催
 - ・生徒・保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣
 - ・非行防止教室の実施
 - ・重大事案発生時の相談
- <学校の窓口>**
- ・教頭

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(教員研修) ・学級経営や授業、生徒指導等における指導力向上や、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点等についての研修会を行う。</p> <p>(生徒会活動) ・「人権週間」に合わせた生徒会による主体的・自治的な活動の中で、いじめ防止の取組を企画立案し、実施する。</p> <p>(居場所づくり) ・日頃の授業の中に学び合い学習を取り入れたり、特別活動やボランティア活動等の体験活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定したりすることで、自己有用感や充実感を育む。 ・グッドビヘイビアチケットの配付や期待される行動の明示など、SWPBIS(学校全体における積極的行動介入および支援)の取組を推進し、生徒の自己肯定感を高めるとともに、信頼関係の構築を図る。</p> <p>(情報モラル教育) ・情報機器の利便性ととともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を行う。また、井原警察署や携帯電話事業会社と連携し、携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法などを啓発する。</p> <p>(特に配慮が必要な生徒への対応) ・発達障害を含む障害のある生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒、LGBT、東日本大震災により被災した生徒等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。</p>
② 早期発見	<p>(教職員による観察や情報交換と関係機関との連携) ・定期的な職員会議・朝礼・企画委員会・生徒指導担当者会で生徒に関する情報を報告・共有する場を設ける。また、学校運営協議会等の協力を得て、地域での生徒の情報を共有する。 ・積極的ないじめの認知を行い、継続的な対応や観察を組織的に推し進める。 ・外部機関にネットパトロールを依頼し、ネット上でのいじめの早期発見を図る。</p> <p>(定期的なアンケート調査等の実施) ・学校生活アンケートを原則として毎月行う。また、生活ノートや班長会を活用して情報を集めるとともに、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。 ・学校生活アンケートに、SNSを含むネット利用に関する項目を設け、その中での人間関係などの積極的な実態把握に努める。 ・集団アセスメントを計画的に実施し、学級集団の状態や子ども一人ひとりの意欲・満足感などを把握し、いじめの早期発見に努める。 ・SNSを含むネット利用の実態やその中での人間関係の積極的な把握に努める。</p> <p>(校内の教育相談体制の活用) ・年3回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。また、スクールカウンセラー等の専門家を積極的に活用し、教育相談体制の充実を図る。</p> <p>(家庭への啓発) ・いじめ問題対策基本方針をHPおよび学校便りで公開し、PTA総会・学年懇談会等での説明を通して保護者の理解を得るとともに、生徒の変容をとらえるポイントを示し早期発見への協力を求める。 ・学校便りやPTA新聞「友愛」にいじめ問題の相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。</p>
③ いじめ事案への対処	<p>(いじめの発見や相談を受けた時の対応) ・いじめの通報を受けた場合およびその可能性が疑われる場合には、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生しているのではないかという認識で、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。</p> <p>(教職員の組織的対応と関係機関との連携) ・いじめの事実を確認した場合には、速やかに学校いじめ対策委員会を開催し、組織的対応の検討を行う。また、矢掛町教育委員会に報告し、必要に応じて指示や指導を仰ぐとともに、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。 ・犯罪行為が疑われる場合は、速やかに警察に通報し、連携を図る。</p> <p>(いじめられた生徒とその保護者への支援) ・被害生徒の保護を最優先に行い、事実関係の聴取と心のケアを行う。安心できる居場所確保のための弾力的な措置も含めて、環境の確保を図るなど、被害生徒を最後まで守り抜くことを主眼とした支援を行う。 ・被害生徒の保護者に対して、正確な情報と支援方針を伝えるとともに、被害生徒のケアへの協力を求める。また、必要に応じて保護者への支援を行う。</p> <p>(いじめた生徒への指導とその保護者への助言) ・加害生徒から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況を聞く。その背景にも目を向けながら、その生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。いじめを確認した場合は、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、いじめをやめさせるとともに、再発防止の措置をとる。 ・加害生徒の保護者に対して、学校の指導について理解と協力を求めるとともに、被害生徒の保護者への対応や再発防止に向けた環境改善について指導・助言する。必要に応じて、専門機関との連携について情報を提供する。</p> <p>(他の生徒への働きかけ) ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させる。 ・いじめを当事者だけの問題ではなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し認め合う集団づくりに努める。</p> <p>(いじめの解消と継続的な指導) ・いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が少なくとも3カ月以上止んでおり、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていない状態である。そのことを被害生徒及び保護者との面談等により確認する。 ・解消に至った場合でも、いじめの再発の可能性を考え、該当生徒の様子を日常的に注意深く観察する。</p>